

令和7年度【読谷村】就学援助(準要保護)の申請について



就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してませんか。



申請期間 4月10日(木)～5月30日(木) 8時30分～15時30分

※学校での申請期間を過ぎた場合は、読谷村教育委員会での手続きが必要です。

遅れた分の援助費は支給されませんのでご注意ください。

※令和6年度に就学援助の認定を受けていた方も、**毎年申請が必要です。**

※申請書は1世帯あたり1枚の提出となりました。(兄弟姉妹一度に記入できます)

申請場所 通学している小中学校の事務室 (小中学校に兄弟がいる方は、小学校の方へ提出)

援助内容 給食費、新入学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費

対象者

- ☐ 読谷村に住所を有し、公立の小中学校へ在学している児童生徒の保護者
- ☐ 下記①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①生活保護世帯(修学旅行費のみの支給・対象は小学6年生および中学2年生)
 - ②(令和6年度または令和7年度に)生活保護を停止または廃止の措置を受けた方
 - ③住民税の課税額が年額0円(非課税)、または年間5,000円(所得割非課税)の方
 - ④児童扶養手当(ひとり親世帯)受給者 (**※令和7年度より減額受給者も対象です**)
 - ⑤その他、特別な事情により生活が困窮している者(例:失業や疾病等により収入が大きく減った)

提出書類 <1, 2は全員提出 ※学校事務室または教育総務課にて配布>

1. 就学援助申請書(兼同意書・委任状)

2. 就学援助口座情報記入用紙

<以下①～⑤は該当者のみ提出>

① 住民税所得課税証明書(令和7年度分、前年度認定されていない方は令和6年度分も提出)

対象者→令和7年1月1日時点で他区市町村在住だった方

※所得課税証明書は、6月1日以降に、令和7年1月1日時点で住所を置いていた市区町村で取得できます。

対象者は、6月13日までに教育総務課(読谷村役場1階)へ追加提出してください。

- ② 児童扶養手当証書の写し ・ ・ ・ 児童扶養手当(ひとり親世帯)を受給している方
- ③ 生活保護開始決定通知書 ・ ・ ・ 生活保護世帯
- ④ 生活保護決定通知(停止、廃止) ・ ・ ・ 前年度 生活保護を受けていた方
- ⑤ その他の資料(任意) ・ ・ ・ 特別な理由(病気等)により申請する方

※提出資料については教育総務課までご相談ください

【お問い合わせ先】

- ・ 各小中学校の事務室
- ・ 読谷村教育委員会 教育総務課 (098-982-9228)